

千葉市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市子ども読書活動推進計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開する組織として、千葉市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、学校教育部長及び中央図書館長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(担当者会議)

第5条 推進会議の事務を調整するため担当者会議を設置する。

- 2 担当者会議は、中央図書館管理課長、教育指導課長及び別表2に掲げる課等に所属するもののうち当該課等の長が指定する者をもって組織する。
- 3 担当者会議に座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、中央図書館管理課長、副座長は、教育指導課長をもって充てる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局を中央図書館管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要なことは、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

教育委員会事務局	生涯学習部長、学校教育部長、中央図書館長、総務課長、企画課長、教育職員課長、教育指導課長、教育センター副所長、生涯学習振興課長、中央図書館管理課長、中央図書館情報資料課長
市 民 局	市民総務課長、男女共同参画課長
保 健 福 祉 局	健康支援課長
こ ども 未 来 局	こども企画課長、健全育成課長、幼保支援課長、幼保指導課長

別表第2（第5条関係）

教育委員会事務局	総務課、企画課、教育職員課、教育指導課、教育センター、生涯学習振興課、中央図書館管理課、中央図書館情報資料課
市 民 局	市民総務課、男女共同参画課
保 健 福 祉 局	健康支援課
こ ども 未 来 局	こども企画課、健全育成課、幼保支援課、幼保指導課